

「心理的な事実」にもとづく世界の貧困削減 —— チャンドラン・クカサスの政治理論を手がかりに ——

奥 田 恒

京都大学大学院 人間・環境学研究科 相関環境学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿は、「心理的な事実」にもとづく世界の貧困削減へのアプローチを探るため、チャンドラン・クカサスが提唱する寛容のリベラリズムについて論ずる。まず、リベラル・コスモポリタニズムとリベラル・ナショナリズムを和解させる試みを検討し、後者が人々の「心理的な事実」を正義の源泉と見なすがゆえに成功しないと論ずる。それに対し、クカサスは、リベラル・ナショナリストと同じく「心理的な事実」を正義の源泉と位置づけるが、ナショナルな次元より小さいアソシエーションにおいて正義は実践されると主張する。彼は、変化に開かれた集合的な貧困削減と、各アソシエーションによる片務的な貧困削減を許容する。加えて、クカサスの理想社会と貧困削減を同時に達成しうる方策として、国境開放政策が積極的に評価されることを指摘する。

1. は じ め に

1-1. 本稿の目的

現在、われわれはひとつの国家だけでは解決できない、様々な国境を越えた問題に直面している。気候変動をはじめとする環境汚染、経済のグローバル化にともなう経済政策への制約、国際テロリスト集団やその支配地域への介入などが挙げられる。反面、これらの問題への超国家的な取り組みに対しては、国家主権やネイションの自己決定の理念を背景とした、強い懸念や抵抗がある。それら国境を超える問題群のひとつに、グローバルな貧困という問題がある。世界の貧困国では、多くの人々が安全な水、食料、公衆衛生などの生存に不可欠な要素へのアクセスを欠き、死亡率も先進国とは比べ物にならないほど大きい。他方、世界の貧困が問題であり対策が求められることについては、比較的広い合意がある。このように捉えると、世界の貧困は、深刻かつ喫緊の問題であると同時に、越境的な問題解決の難点を克服するための試金石ともなりうるように思われる。

世界の貧困を対象とする政治理論的な問題は、グローバルな正義論と呼ばれる。そこでは、貧困を引き起こした責任および貧者を救済する責任を、貧困国と富裕国のいずれに求めるかが争点となる。この対立は、コスモポリタン・コミュニタリアン論争として整理される¹⁾。コミュニタリアンの考えでは、分配的正義は何らかの共同体すなわち国家を前提としなければ達成できない。それに対し、コスモポリタンは道徳的価値の源泉を共同体に求めず、それゆえ国境の内側に留まらない正義を追求すべきと考える。この対立は理論的には、リベラルな論者に限って言えば「すべての人の基本的人権が保障されていることをグローバルな正義の課題とする」(神島 2009: 97) という点で合意に至るとされる。

ところが、世界の貧困はいまだ猖獗を極め、多くの立場から見て最低限なされるべき水準の貧困削減も達成されていないと言われて久しい (cf. Pogge 2005=2007; 伊藤 2010b)。このような現状を正当化する立場のひとつに、政治的原理は説得対象 (この場合は富裕国の市民) がもつ慣習や制度についての考えにもとづくべきという、「心理

的な事実」にもとづく政治理論がある (Miller 1999; 2007=2011)。詳しくは第二章で述べるが、この議論は、富裕国の人々の考えと決定にかなりの規範的重要性を認め、事実上どのような場合でも世界の貧困削減要請を拒否することを可能にする (cf. 岸見 2014)。そこで本稿は、従来世界の貧困削減を妨げるよう用いられてきたこの理論にもとづきつつ、なお世界の貧困削減に向かう理路を探る。

本稿もまた、様々な政治原理の中で世界の貧困問題に対するリベラリズムのアプローチに注目する。リベラリズムは、大まかには「価値が多文化した社会において普遍的な規範、特に正義を探求する知的な営み」と了解されている (伊藤 2007b: 4)。

以上の関心に応えるため、本稿は、チャンドラン・クカサスが擁護する寛容のリベラリズムに着目する。のちに詳述するが、彼は「心理的な事実」からのグローバルな正義批判に賛成しつつ、しかし同時に、より分権的な世界を志向する立場から国民国家レベルでの正義の追求も批判する。このことは、この立場の代表的論者であり、かつ、著名なりベラル・ナショナリストであるデイヴィッド・ミラーとの比較を通じて述べられる。

クカサスは一般的には、寛容を重視したりベラルリズムを擁護する、多文化主義の分野で著名な理論家である。多くのリベラルが正義の原理を擁護するのに対し、彼は、共同体間の相互寛容を普遍的な規範として擁護する。クカサスの議論を手がかりに、国境に捉われない文明間の秩序論を展開した研究は複数存在するが (cf. 嶋津 2011; 福原 2012)、グローバルな正義論の文脈では懐疑論者の一人と目され、批判的に取り上げられることが多い (cf. 神島 2007)。しかしながら、クカサスは、世界の貧困問題への取り組みを考える上で、重要な視点を提示していると筆者は考える。なぜなら、彼は共同体への愛着を軽視せず、それにもかかわらず国境にこだわらないことで、世界の貧困者や多様な非国家主体を射程に入れた議論を展開しうるからである。

1-2. 本稿の構成

世界の貧困をめぐるコスモポリタン・コミュニタリアン論争において取り組まれている問題のひとつが、両者をいかに和解させ、貧困削減への合意を得るかというものである²⁾。そこで、第二章では、リベラル・コスモポリタニズムとリベラル・ナショナリズムの代表的論者である、トマス・ボグゲとデイヴィッド・ミラーの論争を取り上げる。第一節でボグゲ、第二節でミラーの議論を検討し、両者の和解の試みが成功していないことを指摘したのち、第三節で意見の不一致の原因を探る。それは、社会正義の根拠として「心理的な事実」を重視するか否かに由来する。

第三章では、チャンドラン・クカサスの寛容のリベラリズムを手がかりに、貧困削減をめぐる議論を前進させることを試みる。第一節では、グローバルな正義批判の論文である「グローバルな正義の幻想」とそれへの批判を概観する。第二節では、クカサスの別稿の読解を通じ、彼が望ましいと考える政治秩序を探る。以上を踏まえ、第三節と第四節で、第一節で紹介した「グローバルな正義の幻想」批判への応答を試みる。第三節では、クカサスは、ミラーと同じ「心理的な事実」という出発点から、国民国家よりも小さいアソシエーションが平和的に共存する社会を構想していると論ずる。この構想のうちでは、世界の貧困問題に対して、変化に開かれた集合的な貧困削減と、アソシエーションごとの固有の正義にもとづく貧困削減という二通りのアプローチが可能になることが示される。第四節では、貧困削減のための国境開放という提案の重要性を指摘する。

2. 消極的義務論とリベラル・ナショナリズムの和解戦略

2-1. ボグゲの消極的義務論

i. 消極的義務論の狙いと概要

世界の貧困削減のためにナショナリストを説得する議論の中で、最も注目を集めているもののひとつが、ボグゲの消極的義務論である。彼の議論の要旨は、富裕国は世界の貧困者に危害を与えており、これは国境を越えて適用される消極的義務

に違反しているため、富裕国には補償と制度改革の義務がある、というものである。

ポグゲの議論の狙いは、ナショナルな価値にもとづき国内の貧困解決を優先する人々に対し、世界の貧困問題がより高い優先順位をもつと訴えることである。彼は「ナショナリスト的優先性の一部は許容できるものであり、望ましくさえある」としてナショナルな価値の意義を認める (Ibid: 126=197)。しかし、ナショナリスト的優先性が適用可能な領域は限定されており、それを持ちだすことが不適切な文脈が存在する。それは、貧困が最貧層への「危害」と認められた場合である (Ibid)。そのとき、ナショナリスト的優先性が通用する積極的義務ではなく、普遍的に適用される消極的義務が持ち出されるべきである、とポグゲは主張する。

ii. ポグゲの「危害」

ポグゲの「危害」は、ある制度的デザインが「大規模で回避可能な人権の危機を、予見可能であるにも関わらず生み出す」ことを指す (Pogge 2008: 25=2010: 51)。具体的には、以下の六つの認定条件を満たす必要がある。第一に人権の危機があること、第二に人権の危機を社会的制度に因果的に帰せられること、第三に社会的制度の押しつけに積極的に協力したこと、第四にそれらの危機が予見可能であること、第五に理に適ったかたちで回避可能であること、そして第六に回避可能性が知られうることである (Ibid: 26=52)。

まず、第一の条件である貧困国での人権の危機は広く認められるであろう。第二から第四の論点について、ポグゲはほとんどの深刻な世界の貧困はグローバルな制度改革によって避けられたのであり、また避けられるものであるとの認識を示す。そのことにより、グローバルな制度と貧困は因果的関係をもつこと、その制度が富裕国によって押しつけられていること、および、そうした危機は予見可能なものであることが述べられる。

関連して、ポグゲの経済観についても確認しておく。彼はいわゆる反グローバル化の論者や活動家とは違い、自由な市場経済は貧困者に大きな便益をもたらすという経済観をもつと述べる (Ibid: 19=43)。その上で、WTO などのグローバ

ルな貿易制度の問題点は、自由貿易の振興ではなく、むしろ富裕国の市場を貧困国にほとんど開放していないことにあるとする (Ibid)。富裕国どうしは自由貿易の便益を享受しつつ、同時にそれらは一致して貧困国を締め出している。このことが世界の貧困の原因であるとポグゲは考えるのである。

第五および第六の貧困の回避可能性として、ポグゲは GRD (Global Resource Dividend: グローバルな資源の配当) という制度改革を提案する (cf. Ibid: 217=321)。これは、天然資源の使用から発生する経済的価値を、国際機関のもとで世界のあらゆる貧困者に分配する構想である。この構想では、グローバルな貧困層も世界の有限な資源の一定の不可譲な持ち分を有し、ある国家が資源を使ったときには応分のシェアを与えられる (Ibid: 202-203=303)。GRD からの収益は、「あらゆる人間が尊厳をもちつつ自らのベーシック・ニーズを満たすことを保障する」ことを目標に、経済学者および国際法の専門家によってデザインされた枠組みのもとで分配されるとポグゲは述べる (Ibid: 212=315)。

以上のようなポグゲの消極的義務論に対しては、世界の貧困と富裕国の政策との因果的関係を疑う反論が多く、ポグゲもそれに対し再反論を行っている (Pogge 2005=2007)。次節で取り上げるミラーも同様の議論を展開するが⁸ (Miller 2007=2011: 240-247=289-296)、本稿の関心は、仮に世界の貧困に関する因果関係の議論が適切ならば彼の議論はリベラルなナショナリストを説得できるかである。

2-2. ミラーのポグゲ批判：強制力のないグローバルな正義

i. 公正な経済関係への合意

ミラーはリベラル・ナショナリズムの代表的な論者であり、コスモポリタンと合意する余地のある論者として頻繁に参照される (cf. 神島 2009; 上原 2011)。最初に、ミラーがポグゲと同様の目標と経済観をもつことを確認しよう。

まず、ミラーもポグゲと同じく、国家間の公正な経済関係を達成されるべき目標に据える。彼に

よれば、「交流に関する規則は双方にとって公正なものでなければならない」(Miller 2007: 252=2011: 302)。しかし、現下の国際経済関係では、貿易相手が一ヶ国だけの国家や輸出可能な商品が一二種類のみの国家など、他国家や企業による不正行為に晒されがちな状況が多々存在し、かつそうした状況を脱するのは短期間では困難である(Ibid)。それゆえ、「貧困国は当然の権利として、自分たちがこのような被害を受けないように十分に保護されている国際秩序を要求することができる」(Ibid: 253=302-303)。この見方は、貧困国の締め出しを問題視する、ポツゲの貿易制度批判と重なる。

貧困の原因に関わる経済観についても、ミラーとポツゲは同様の見解をもつ。ミラーの認識でも、「あらゆる証拠が示すところによれば、グローバル経済に組み込まれていることは経済成長の重要な前提条件のひとつ」である(Ibid: 253=303)。それゆえ、「富裕国の政府が発展途上国の攻勢から自国の産業を保護するために関税障壁を押しつけることは許されない一方で、貧困国については、もし望むのであれば、自国の新しい産業を一時的に保護することを認めなければならない」と述べられる(Ibid: 253=303)。これはポツゲの、自由な市場経済は貧困削減に寄与するという経済観、および国際貿易制度への改革要求と一致する。

さらに、ミラーは公正な貿易関係の構築を、人道上のものではなく「正義の義務」と見なす。彼の考えでは、「正義の義務がその履行を要求されるものであるのに対して、人道主義的義務は履行を要求されることはない」(Ibid: 248=297)。公正な国際協力関係を築けなかったがゆえの貧困は、先進国の救済責任として正義の義務を生じさせるのである。ある国を貧困状態に留めおくがゆえに正義の義務が生じるという条件もまた、「危害」を与えたがゆえに正義の義務が課せられるとするポツゲの正義論と同様である。

ii. 「正義の隔たり」論

以上の主張は、一見するとコスモポリタンのであり、ポツゲの議論と和解可能なものに見える。しかし問題は、ミラーが唱えるグローバルな正義の義務が、国家に対してほとんど拘束力をもたな

いことである。ミラーは、富裕国と貧困国との間に「正義の隔たり」(justice gap)があることを根拠に、グローバルな義務が認められる場合でもその非遵守を正当化しようと論ずる。「正義の隔たり」とは、「貧困国の人々が正義の問題として正当に要求しうること(とりわけ彼らの人権の擁護)と、富裕国の市民が正義の問題としてそうした要求を満たすために捧げなければならない犠牲との間にある隔たり」である(Miller 2007: 274=2011: 331)。隔たりを狭めることは可能だが、すべての社会が構成員に人間らしい生活を提供することができるようになるまでは完全に埋められることはないともミラーは予想する(Ibid: 275=332)。

この議論は、積極的義務論の限界、翻ってポツゲの消極的義務論の意義を論じる文脈で取り上げられることもある(cf. 井上 2012: 203-209)。しかし、「隔たり」論は積極的義務のみならず消極的義務の非遵守をも正当化し、コスモポリタンとナショナリストの合意を阻む議論である、というのがミラーの考えであろう。というのは、ミラーはこの議論を、彼のいう「グローバルな正義」の障害として取り上げるからである。

「正義の隔たり論」が言及される『ナショナルな責任とグローバルな正義』第十章の重要なテーマは、「[グローバルな正義の構想は]実現可能な構想だろうか」(Miller 2007: 268=2011: 324)である。「隔たり」論は、グローバルな正義の構想が直面する「責任の分割」という障害の帰結として言及される。「基本的な人権が危険に晒されている場合、それを擁護する能力がある人はすべて、救済責任を共有している」が、「その救済責任がどのように分配されるべきか、救済に必要なコストをそれぞれの行為主体がどれくらい負うのかを明確にする」ことは問題である(Ibid: 270=326)。ここに責任の分割の問題が生じる。しかし、ミラーの見るところ、「救済責任を誰に帰するかを明確に示す方法はない」(Ibid: 273=330)。例えば、抽象的原理として広く受け入れられていても現実への適用には合理的な異論が生じうるし、また、ナショナルな価値にもとづく救済責任の拒否という論点もあるとされる(Ibid: 273=330)。

「正義の隔たり」はこうして生じる。

具体例として、フランスの農業補助金が増えられ、一般に、先進国における農業補助金は一種の貿易障壁として働き、貧困国からの輸入品を排除することで世界の貧困問題を悪化させる³⁾。ミラーはこの事例に関して、フランスは伝統的な田園風景の維持などのナショナルな価値に訴えて、農業補助金制度を維持しようと示唆する (Ibid: 273-274=330-331)。ミラーの考えでは、補助金の廃止によるフランスの損失を重視する見解と、貧困削減というグローバルな正義の要請を重んじる見解の間の相違を埋めることはできない。つまり、ミラーのいう「グローバルな正義の問題」、ならびにその一部をなす公正な経済関係という目標は、ナショナルな自己決定により拒否されうる。ミラーの「グローバルな正義の義務」の大部分がボグゲの「消極的義務」と重なることは、先に確認したとおりである。以上の点から、「正義の隔たり」論は消極的義務論に対する懐疑論といえる。

加えて、動機づけの問題も存在する。これは、ボグゲのGRDを含むと思われる、強制力あるグローバルな再分配の制度的構想への見解などにあらわれる。ミラーは強制力を備えた超国家機関の創設に消極的であり、その理由として、一般の人々は「グローバルな中央機関によって上から課された規則よりも、国民国家の中で通常の民主的手続きを通じて議論し、票を投じて成立させた法律のほうに」進んで従うことを挙げる (Ibid: 269=325)。

以上の理由から、グローバルな正義はナショナルな自己決定を通じて実施されるべきと彼は論ずる。その結果、公正な経済関係を築くという消極的義務の要求すら、ナショナルな価値の前で退けられうる。

2-3. 正義の源泉：「制度」か「心理的な事実」か

i. 伊藤とミラーの国際認識

伊藤恭彦によれば、ミラーが前項で紹介したような結論に至るのは、「彼の国際認識の狭さに由来する」(伊藤 2007a: 322)。しかし、伊藤とミラーの国際秩序認識に、実はあまり違いはないよ

うに思われる。ミラーは世界の貧困の少なくとも一部が富裕国によって引き起こされていると認めるし、さらに、両者とも現在を、国民国家からなる社会から、グローバルな領域での制度的なつながりが強化されてひとつの社会を構成するまでになる過渡期と認識している (Miller 2007: 264-265=2011: 320)。

ii. 正義の源泉に関する相違

二人の見解の相違は、伊藤が正義の源泉をもつばら制度的なつながりに求めるのに対し⁴⁾、ミラーは「心理的な事実」を重視することに由来する。ミラーは、こうした自らの立場を文脈主義と呼ぶ (Miller 2002)。伊藤は、正義と文化を結びつけるミラーの議論を、現在の国民国家システムで暮らす人々の思考習慣（「心理的な事実」）に根づくがゆえに、グローバルな正義論への最も手ごわい懐疑論であると認識する (伊藤 2007a: 326)。そうした議論に対し、伊藤はグローバル化の進展に再度言及しつつ、「現時点での正義を構想する際の文脈は文化ではなく、グローバル資本主義である」(Ibid: 330)と述べる。

しかし、ミラーの文脈主義において、われわれが置かれた制度的状況は文脈の一部を構成するにすぎない。それによれば、正義の原理は「誰が、何を、誰に対して、どのような状況で分配するのか」という問いに答えることでしか確定されない (Miller 2002: 7)。最後の「どのような状況で」という条件により、彼は制度的なつながりも考慮に入れる。問題は、それ以外の条件が加わることで、正義の原理がどのようなものになるかである。

その条件を左右するのが、各々の集団が正義の内容と領域を何と見なすかに関わる。「心理的な事実」である。強い連帯感をもつ集団は、その連帯感ゆえに、正義の諸原理の内容と領域を確定させるための自然に参照される集団 (natural reference group) になるという (Miller 1999: 18)。それゆえミラーは、正義の諸原理を、「常に境界で区切られた共同体の中で適用される、心理的な事実にかかわる事柄」(Ibid)と見なす。以上の見解に加え、ミラーは、ナショナルなアイデンティティを強い連帯感を作り出すものと、ネイションを「心理的な事実」が共有される場と捉える

(Ibid). そうすることで、ナショナルな自己決定は、グローバルな正義の履行を拒否しうるだけの重要性を獲得するのである。

ミラーの考えでは、この主張は単に実現可能性に関わるのみならず、規範的な重要性をもつ。そこには、政治哲学は「市民に実践的な方向づけを示すこと」を目指すため、市民が「それに従って行動することが実行可能な原理を提案しなければならない」という方法論上の立場が反映されている (Miller 2008 : 47-48=2011 : 65)。この立場は、『ナショナルな責任とグローバルな正義』においては「ナショナルな自己決定とグローバルな正義の間」でバランスを取ろうとする試みとして現れる (Miller 2007 : 268=2011 : 324)。しかし、ミラーがナショナルな自己決定にかなり大幅な裁量を認めるため、結論としては、援助拠出や難民の受け入れを「事実上どのような場合でも」拒否することを正当化しうる (岸見 2014 : 252 ; 井上 2012 : 206)。

さて、ミラーの文脈主義は制度と同様に「心理的な事実」も正義の源泉として考慮する。そのため、彼の文脈主義に対して、グローバル資本主義という制度のみを現在の文脈として強調することは適切ではない⁵⁾。ミラーの現状認識では、一方でグローバルな領域に広がる単一の制度があらわれ、他方で個人倫理という点ではナショナルな価値と結びつく「心理的な事実」がある。その帰結として、グローバルに共通の制度をめぐるすべからず、それぞれのネイションごとに多様な「心理的な事実」を踏まえる必要が生じる。このとき、グローバルな制度的状況のみを理由に「正義の隔たり」を埋めることはできない⁶⁾。

これを所与として貧困削減政策を推進するには、「心理的な事実」から出発するコスモポリタンの議論が求められる。本稿が主題とするクカサスの政治理論は、まさにそのような地点から議論をはじめめるものである。

3. クカサスのグローバルな政治理論

チャンドラン・クカサスもまた、共同体の正義を強調し、ミラーと同じかそれ以上に「心理的な

事実」を強調する (Kukathas 2002 : 117-118)。しかし他方、国家やネイションという共同体を重要と見なさず、より小さなアソシエーションからなる社会を擁護する。まずは、クカサスがグローバルな正義について論じた論文のうち、貧困削減に関わる箇所を要約する。

3-1. 「グローバルな正義の幻想」論文と批判

i. 「グローバルな正義の幻想」

クカサスがグローバルな正義について論じたのは、2006年の「グローバルな正義の幻想」論文だが、この論文はグローバルな正義への強い懐疑論であると評価されている。この論文によれば、現在の世界秩序は、相互寛容への誓いにのみ制限される独立した管轄権のネットワークである (Kukathas 2006 : 5)。こうした世界では、最も重要な原理は戦争の回避であり、国際機関などの国際制度は、平和の維持か相互に受け入れ可能なグローバルな共通の問題 (地球温暖化など) の平和的解決のためにのみ擁護されうる。

このような現状のもとでは、グローバルな正義は追求されるべきではないとクカサスは主張する。第一の理由は、正義の理解は多様であり、かつ議論の余地があるというものである (Ibid : 8)。第二の理由は、正義の追求を目的とする国際制度は、エリート支配を強化しやすいというものである (Ibid : 10)。というのは、現在の国際世界のように多様な正義理解が存在する中でひとつのグローバルな正義を追求すると、その結果設立される国際制度には力ある国家の正義理解が反映され、弱者の正義が蔑ろにされるからである⁷⁾。この理由にもとづいて批判されるのが、ボッゲのGRDである。まず、クカサスは既存の政治制度が苦心してきた問題に対して、GRDによる新たな国際制度が有効性をもつかは疑わしいと述べる。そして次に、GRDの設立は、世界のエリート、すなわち資金を提供し支払いをコントロールする力ある国家と、その内部の法律家や経済学者の力を増大させるだけであると断ずる (Ibid : 27)。

このような制度設立をとまなうグローバルな正義の追求にかかわって、クカサスは個人、国家、国家の連合の片務的な行動による貧困削減を提案

する (Ibid : 26). それ以上のグローバルな正義の追求は、正義の内容に関する、世界的な理解の収斂をまたなければ不可能であると主張される (Ibid : 28).

ii. 批判：正義を通じた平和の実現

「グローバルな正義の幻想」論文のこのような議論を読むと、クカサスの議論は、ミラーよりもさらに強硬な単なる懐疑論のひとつだと思われるかもしれない。実際に、クカサスの「幻想」論文に対しては、次のような批判がある。

第一に、グローバルな正義の追求はエリート支配とは別物であるという指摘がある (神島 2007 : 89). あわせて、貧困削減は新たな権力の創設を必ずしも必要とせず (Ibid), 必ずしも集権化や階層化されない「中間レベルの」場でも推進されうるとも指摘される (De Bres 2011 : 333).

関連して第二に、「諸国家間の相互寛容により平和が達成されたところで、人々が抱く社会的・経済的な不正義の感覚は遅かれ早かれ平和を脅かす」という批判がある (神島 2007 : 88-89). 神島裕子によれば、「だからこそわれわれはグローバルで社会的な正義を必要としている」 (Ibid : 89). クカサスの最大の関心は、多様な文化を備えたアソシエーションの平和的共存だが、神島の指摘は、その実現のためには貧困問題への取り組みが不可欠であると示唆する。

第三に、非国家主体による権力の押しつけへの警鐘である。伊藤によれば、クカサスは警戒すべき権力を国家のそれに限定しており、「グローバル化を推進している経済的な力を全く想定していない」 (伊藤 2010b : 148). 伊藤の考えでは、「グローバルな分配的正義の第一の課題は、超大国やエリートによる上からの改革ではなく、グローバル資本主義の現場での暴力からの解放とそのための富の公正な分割」である (Ibid). その目的のため、伊藤は「労働現場、市民社会、国民国家、グローバルな領域といった様々なレベルでの実質的な自由と人権を求める運動」としての「グローバルな社会運動による正義の追求」を擁護する (Ibid).

以上三点の問題は、クカサスの政治理論において、どのように解決されるのだろうか。次節では、

この問題に応える準備作業として、クカサスの別稿における政治秩序論を概観する。

3-2. 『リベラルな群島』における政治秩序

i. 『リベラルな群島』における平和と秩序の重視

クカサスは、様々な良心をもった個人およびアソシエーションを所与と捉え、それらが相互寛容という原理のもとで平和的に共存する社会を構想する。彼の議論の出発点には、アソシエーションにおける良心の共有という「心理的な事実」が存在する。

社会秩序を構想する上での彼の出発点は、ヒュームの議論をもとにした人間本性である。ヒュームの人間本性をクカサスなりに言い換えると、人間とは、欲求によって動機づけられ、良心によって支配される合理的な行為者である (Kukathas 2003 : 49). この良心という言葉は通常よりも広く、道徳感覚とほぼ同じものとして捉えられる (古賀 2004 : 21). 良心はアソシエーションにおいて獲得、実践される (Kukathas 2003 : 90-91)⁸⁾. 諸個人は他の個人やアソシエーションとつながった世界に生まれ落ち、そこでのつながりを通じて、良心を含む自らの特徴を獲得する。クカサスによれば、国家も国際社会も、より小さいアソシエーションが共存し、影響力の行使や政治的競争を行なうリベラルな群島である。ミラーの言葉でいえば、正義の原理を確定させる「誰が、何を、誰に対して、どのような状況で分配するのか」という問いへの答えは (Miller 2002 : 7), アソシエーションという単位で共有される。アソシエーションには非常に強力な不介入が保障され、近代医療へのアクセス制限や構成員への身体的危害すら認められるほどである (cf. 松元 2009 : 17)⁹⁾.

その例外と思われるのが、クカサス政治理論の中心的価値であるアソシエーションの自由 (freedom of association) である (Kukathas 2003 : 75). この原理は、第一にアソシエーションから離脱する自由を、第二にアソシエーション間の相互寛容を要請する (Ibid). これらふたつの原理は、おそらく国家やその連合によって強制される。嶋津

格は、「離脱の自由」について論じる中で、この原理は合意しない集団に対しては強制されざるをえないと解釈している（嶋津 2011: 19）。アソシエーション間の相互寛容についても同様であろう。以上が「心理的な事実」から導かれたクカサスの理想社会の基本的な姿であり、著書のタイトルでもある「リベラルな群島（Liberal Archipelago）」である。

本稿で重要なのは、第二の原理——社会内部での良心の追求を保障するため、各アソシエーションは他のアソシエーションの干渉から守られる必要がある——である。本章の関心は、アソシエーション間の関係と、複数の（ときにはすべての）アソシエーションにまたがる問題に対処する際の枠組みはどのようなものか、という点にあるからである。

ii. 国民国家批判という含意

クカサスは国家もひとつのアソシエーションと見なす。しかし、あくまで数あるアソシエーションのひとつに過ぎず、かつ歴史的な争いと妥協の産物であるとの考えから、道徳的価値を積極的に認めない、『リベラルな群島』で国家が取り上げられるのは、「地理的に区分された国家という現在の体制が間もなく終わると予想する必要もない」からにすぎない（Kukathas 2003: 174）。クカサスはミラーと同じく「心理的な事実」から社会を構想するが、その論理を徹底させることでミラーと国民国家を批判する。

伊藤と同じく、クカサスの見るところでも、ミラーのグローバルな正義批判のうちで最も強力なのは、「境界のある共同体の中に適用される心理的な事実」にもとづく議論である（Kukathas 2002: 117-118）。価値あるものをどのように分配するかという問題は、どのような資源に価値を見出すかという背景条件を精査しなければ答えられない、というミラーの見解を彼は受け入れる。さらに、そのような議論がグローバルな正義論への強力な批判であることにも同意する。

クカサスの独自の点は、「心理的な事実」にもとづき正義を構想するならば、多くの国民国家もまた批判されるべきという議論を展開するところである（Ibid: 118-120）。彼の議論によれば、何

に価値を見出すかに応じて正義の適用範囲が決まるならば、国家という領域もまた正義の原理には不適格である。なぜなら、多くの国家もまた、ひとつの正義の構想を共有するには大きすぎる地理的、文化的な多様性を抱えているからである。クカサスは、ミラーが例に挙げるスペインに言及し、その人口、面積、さらに慣習、態度および言語に関する地域的多様性ゆえに、ひとつの正義を追求するには「あまりに大きく、あまりに多様である」と論ずる。まして、アメリカ合衆国や中国、インドなどであれば、ひとつの正義の構想のもとで統治されうるとはとても考えられないと述べる（Ibid: 118-119）。

これに対しては、「社会正義に必要な共通のエートスは打ち立てられうるし、そうされてきた」という反論がありうる（Ibid: 119）。しかし、クカサスは、そうした少数派の併合は歓迎されず、むしろ抵抗を招く点に注意を促す。彼の正義への懐疑には、国民建設がマイノリティの文化や価値を抑圧し、消滅させてきた過程であったことが反映されている。こうして、国民国家の道徳的価値に否定的な態度をとる一方、それは良かれ悪しかれすでにわれわれとともにあるものと捉えるべき、という立場を表明する（Ibid: 119-120）。

このような国民建設に対する諦念と警戒が、「幻想」論文におけるグローバルな正義への断固とした拒否の背景でもあると思われる。クカサスは国民国家を所与として受け入れざるをえないと認め、同時に、国家単位で起こったのと同じマイノリティの正義の排除、抑圧がグローバルな規模で起きることを懸念しているのである。

iii. 群島における政治的決定

それでは、個々のアソシエーションでは解決、決定できない問題について、国家の中でいかなる意思決定が行われるべきなのか。この問題へのクカサスの見解を見ることで、グローバルな次元での諸国家の意思決定のあり方について示唆が得られよう。『リベラルな群島』において、国家は「多くの共同体とアソシエーションからなる社会において不可避免的に生じる問題に注意を払い、それらの団体が共存できるような秩序を維持する、審判を務める」役割を負う（Kukathas 2003:

212-213)。

ただし、クカサスによれば、国家もまた何らかの特定の倫理的立場に立たざるをえず、さらに、特定の誰かあるいはアソシエーションの考えを「えこひいき」させようとする圧力に絶えず晒される (Ibid: 213-214)。そのひとつの前提として、クカサスは「グローバルな正義の幻想」と同様、平等は個人間でも集団間でも実現不可能であるとの考えを強調する (Ibid: 214-236)。そのため、アソシエーション間の妥協と不平等はどうしても生じてしまう (Ibid: 236)。

この問題に対処するため、国家には「善意ある無視 (benign neglect)」という態度が求められる (Ibid)。これは、自らの判定の結果を正義の問題として正当化することなく、「慎慮と正義ではなく、偶然と歴史の結果である」と認める態度である (Ibid: 246)。こうして、政策決定後の状況が「公正ではなく、それゆえに変化の可能性に開かれている」と了解されるという (Ibid)。ここでは、国家単位の「正義の追求」は、不平等を残したままの制度を公正であると誤って擁護し、さらなる変化を阻む概念と捉えられている。

3-3. 『リベラルな群島』における貧困削減

i. 「グローバルな正義の追求」でない貧困削減

以上の議論から、クカサスが容認あるいは支持しうる貧困削減について、いかなる示唆が得られただろうか。まず、第一の「正義の追求はエリート支配ではない」という批判について見る。前節の議論から示唆されるのは、彼は「正義」という言葉を非常に限定された意味で用いているということである。グローバルな正義批判においても、彼はそれを「国境を越えて適用される強固な倫理的規準によって統治される制度を発展させる」ものと見なしていた (Kukathas 2006: 10)。すると、貧困削減のための政策、運動および国際機関の多くは彼の批判の埒外であることになる。

クカサスの議論をこのように理解すると、彼の議論はポグゲのグローバルな正義論を全面的には否定しないことがわかる。なぜなら、ポグゲはクカサスが批判するような固定的な制度の創設の擁護を避けているからである (cf. Langlois 2010:

149)。まず、クカサス以外の多くのリベラルは、制度の絶えざる精査と問い直しを「正義」の要件に入れている。理論的には、両者の立場は、正義に適った制度や決定が可能か不可能かをめぐって大きく異なる。しかし、実践的には、両者の違いは、クカサスの方がより変化を想定した制度を好むといった、程度の違いとなってしまうと思われる。

こうしたクカサスの批判を免れる提案は、これまで紹介してきた様々な論者によって言及されている。例えば、ヘレナ・ドブレスがクカサスを批判する際に指摘した、階層的でない変化と流動性に富む協働的な国際機関は (De Bres 2012: 333)、実はまさにクカサスが好む貧困削減のアプローチである。また、ミラーも、強制力をもつ国際機関には否定的だが、規範的な指導力を備えた国際機関なら擁護可能との立場を取る (Miller 2007: 268=2011: 324)。代表的な例として国連総会や人権理事会が考えられるが、これらの機関は、援助目標の設定など、各国家に対する規範的な訴えかけで貧困削減を促すほか、諸国家の政策手段や目標を収斂させる働きもする¹⁰⁾。このような形態の国際制度であれば、力の弱い国家への強制を伴わないため、クカサスの国際秩序論においても擁護されうる。クカサスが戒める「介入」は強制や暴力をとまなうものであり、国家やアソシエーションへの批判や説得は「介入」に含まれないからである (Kukathas 2006: 14)。

次に、ポグゲが要請する貧困削減は、必ずしも制度創設によって実現される必要はない。実際、クカサスが標的とする GRD の構想の現実性について、ポグゲは以下のように述べる。「もし仮に制度の創設が非現実的だとしても、[代替的な世界秩序を示すことによって]グローバルな正義を主張することは、経済改革を通じて貧困そのものを終わらせる努力を要請するという点で意義がある」 (Pogge 2008: 217=2010: 321)。このような主張がなされるのは、ポグゲの「危害」の認定条件に、代替的な世界秩序がありうると示すことが含まれるからである (Ibid: 26=52)。このとき、GRD は富裕国が世界の貧困に責任を負う根拠としてのみ参照される。すなわち、ポグゲは GRD

という国際制度に必ずしもこだわらない。貧困削減は別の国際機関のもとで実施されてもいいし、個別にも行われうる。エリートによる固定的な制度創設を論拠とするクカサスの「グローバルな正義」批判は、以上のような貧困削減の要求には当てはまらない。

まとめると、クカサスの批判対象である「グローバルな正義」は非常に限定的な意味で用いられており、そのため、彼の枠組みのうちでも様々な貧困削減政策が実施可能である。

ii. 変化に開かれた集合的な貧困削減

「幻想」論文の中にも、上記のような貧困削減を推進せしめる但し書きは存在する。「平和の維持が相互に受け入れ可能なグローバルな共通の問題（地球温暖化など）の平和的解決のため」であれば、国際制度の創出は認められる、という記述である（Kukathas 2006: 5）。

これが、「幻想」論文への第二の批判——「貧困の放置は長期的に国際秩序を不安定化する」——への応答となる。神島が懸念するように貧困が秩序を不安定化させるのであれば、諸国家によって「共通の問題」と認められる可能性は高い。特に、クカサスは平和と秩序の維持に強い関心をもつため、国際秩序の不安定化防止には積極的だろう。このような貧困削減に対するクカサスの要求は、おそらく「善意ある無視」——貧困削減策は常に不完全であり、それゆえ変化に開かれるとの了解——である。

iii. 個別の正義にもとづく貧困削減

最後に第三の批判として、クカサスの政治秩序論が、グローバル資本主義などの非国家による権力にいかに対処しうるか考察する。伊藤が批判するとおり、クカサスが「国際制度」として警戒するのは国際刑事裁判所などの国際機関や条約に基づく国際レジームであり（Kukathas 2006: 5）、市場を介した影響に無防備だという批判は成り立つ。

これに対して本稿は、クカサスもまた個人やアソシエーションによる固有の正義の個別的追求を自らの政治理論の核心に据えていることを強調したい。むしろ彼は、個人やアソシエーションによる、それぞれの理解にもとづく正義の追求を重視する。その発露のひとつが、「幻想」論文で擁護

される、個人、国家、国家の連合が正義理解の収斂を経ることなく個別に行う「片務的な貧困削減」——NPOへの寄付や農業補助金の廃止などが含まれる——である。この点では、クカサスもまた「グローバルな社会運動による正義の追求」に好意的であり、伊藤の立場に近い。また、問題関心のレベルでも、両者はともに、グローバルな領域において、どのような形であれ一元的な価値が世界を覆い、それに影響を及ぼせないマイノリティの正義が犠牲になることを問題視する。二人の相違は、そのような統治への道筋としてどのようなシナリオをより警戒するかという点であり¹¹⁾、対立関係にあるわけでは必ずしもない。

片務的な貧困削減という提案への疑問として、それは「積極的義務」あるいは「慈善的義務」ではないか、というものがあろう。ボグゲは積極的義務を厳格でないと見なして消極的義務論を展開したのだし、ミラーも慈善的義務では他の国民国家に遵守を要求することができないと考えた。この点に関しては、第一に、たしかに片務的な貧困削減は慈善的義務である。ただし第二に、ミラーの議論では、グローバルな正義の義務は履行を「要請する」が、国民国家にはそれを拒否するほぼ全面的な裁量が残されていたのであった。すると、貧困削減を進める上で必要なのは、正義の義務であることよりも、実施主体の「心理的な事実」と合致していることになる。第三に、クカサスの独自の点として、「心理的な事実」は国家より小さいアソシエーションにおいてよりよく共有される、という見解があった。すなわち、たとえ国民国家が貧困削減に消極的であっても、それ以外の様々な主体がみずからの「心理的な事実」に従い、片務的に貧困削減に寄与することが可能なのである。このような、多種多様な主体による、それぞれ個別の「心理的な事実」にもとづく貧困削減が、クカサスの提案の利点である。

ただし、以上の貧困削減活動は、すべてクカサスの政治理論において「可能である」にすぎず、積極的に推進すべき理由は世界秩序の安定化や次節で述べる国境開放が挙げられる程度である。こうしたクカサスの関心から漏れる貧困問題——例えば多国籍企業の搾取工場で働く人々の労働問

題など——への対処は、クカサスの理論それ自体からは出てこない。それらの問題に積極的に対処するには、個々のアソシエーションの活動であれ諸国家の連合による国際公共政策であれ、ポグゲや伊藤が強調するような普遍的人権への訴えが不可欠であると思われる。

3-4. 片務的な国境開放の含意

i. クカサス政治理論における国境開放

それでは、貧困削減に取り組む上で、クカサス自身が積極的に支持する政策は存在するのか。本稿は、「片務的な国境開放」の提言に含まれる国境開放政策を、クカサスの政治理論における重要な要素であると指摘する。

「幻想」論文では、国家よりも小さい共同体をクカサスが好ましく思っていることと、国境を開放するという政策が別々に言及される。前者の議論は本章第二節で強調したため、後者の論点について確認する。彼は片務的な貧困削減として、国家に対して、貿易の自由化、国内産業への補助金の廃止、難民と移民の受け入れ、非効率的で抑圧的な金融体制の廃止を、加えてEUなどの国家連合に、農業政策に代表される世界の貧困者に危害を与える慣行の廃止を提案する (Ibid: 26)。これらすべてが、ヒト、モノ、カネの国内外の移動を阻む制度の廃止である。

「幻想」論文や『リベラルな群島』では前面に出ないものの、国境開放はクカサスにとって重要な要素である。その提案は、寛容や良心の自由を備えた社会というクカサスの理想を実現するものとして、彼の著作でしばしば言及される。彼は別稿において、自由な市場経済が貧困削減に資するとの経済観を表明し (Kukathas 2002: 113; 2005: 212)¹²⁾、自由貿易協定や移民の受け入れを支持する。また、国境開放には「自由」や「人道」といった道徳的根拠があるとも述べる¹³⁾。移民の受け入れは、暴力的な支配体制からの避難や別の国での就業という移動の自由をもたらし (Kukathas 2005: 210)、そうした機会を開くことは人道上の要請でもあるという (Ibid: 211)。彼の見解はFTAに対しても同様である (Kukathas 2002: 113) したがって、国境開放政策は、クカサスによる積

極的な提案と見なしうる。

ii. 国民国家と世界の貧困削減

クカサスは、ポグゲやミラーと同様、自由化政策は長い目で見れば全体としてより多くの便益をもたらすと認識する (Ibid: 113)。にもかかわらず国家が協定の締結に消極的なのは、「あらゆる国際協定は、程度の差はあれ主権国家の手を縛り、それらが望むであろう行動をとる能力を制限する」からである (Ibid)。それはまた、農業団体をはじめとする、多くの利益団体の偏った利益追求を阻むがゆえに反対運動にあうという (Ibid)。クカサスのこうした見解は、国家も自らの倫理的立場と利益をもつ主体であり、高くつくことや有権者に不人気なことはしたがらない、という認識にもとづく (Ibid: 111)。こうした認識をもつクカサスの考えでは、ミラーなどが擁護するふたつの目標——国民建築と国際的な富の再分配——は相反するのである (Kukathas 2002: 113)。

このように整理したとき、クカサスの構想はポグゲの提案とも協力可能なものになる。先に指摘したように、ポグゲもまた、自由な市場経済が貧困者に利益をもたらすことを指摘し、グローバルな貿易制度が貧困国を自由貿易から締め出していることを貧困の原因だと考えた (Ibid: 19=43)。ポグゲから見れば、クカサスの提案は代替的な世界秩序の存在を示すことで、ポグゲの「危害」の論証に貢献するものである。逆にクカサスから見れば、ポグゲは現在の国際貿易体制の消極的義務違反を指摘することで、より多くの人々に国境開放という提案を受け入れさせる可能性をもつ。

とはいえ、すぐさま国境が開かれ、現在の国民国家や主権国家体制に変化が訪れるとはクカサスは考えないし、そうすべきとも主張しない¹⁴⁾。彼が行うのは、近代国家を閉じられたものと想定し、そうした場での社会的連帯に固執する立場に懐疑的な見解を述べ続けることである (Ibid: 115)。そうすることで、彼は国民国家という政体やそれらを区分する国境が必ずしも不変ではないこと、それを擁護する言説は疑わしいものであることを訴える (Ibid: 121)。彼の考えでは、国境開放政策を提案し続けることは「道徳的な理想と、既存の社会的、政治的配置が一貫していないことに、

われわれを向き合わせる」(Kukathas 2005: 219)。このような、現行秩序への批判を正義の要求としないことで、クカサスのグローバルな政治理論は、彼が標的とする一元的な正義の追求に転じることを免れる。そして、貧困削減という政策——国境開放政策のみならず、前節の最後で言及したポツゲや伊藤の提案も含まれる——もまた、この枠組みに合致するように語られるのである。

4. ま と め

以上見てきたように、「正義」理解の多様性と寛容を重んじるクカサスのグローバルな政治理論は、一方で様々な正義の理論を相対化するものとして、もう一方でより寛容で分権的な世界に向かう理論として再構成される。そこにあったのは、グローバルな領域が一元的な正義によって支配されることも、国民国家を強固な枠組みとして維持し続けることも回避するという目標であった。ネイションが「心理的な事実」を根拠にグローバルな正義を拒否するとき、かわって多様な主体が各々の「心理的な事実」にもとづき、貧困削減に従事することが可能となる。クカサスは、その中でも特に国境開放という政策に、貧困削減の推進と国民国家の弱体化、そして「心理的な事実」を損なわないコスモポリタンの世界秩序へ向かう契機を見出す。

ただし、貧困削減という目標はクカサスの主眼心からやや外れており、それが積極的に擁護されるのは、秩序の安定化や国境開放というクカサスの構想の要請に合致するときであった。本稿は、クカサスは——批判者の評価とは異なり——国際機関やNPOなど様々なレベルで行われる貧困削減を許容すると論じてきたが、貧困削減自体を政策目標に据えるためには別途論拠が必要であると考え、そうした提案は、クカサスの国境開放の提案と同じく、人々に道徳的理想を訴えることを通じて世界秩序の変革に寄与するものと位置づけられるべきであろう。

注

- 1) この整理の嚆矢となる著作としてクリス・ブラ

ウンの研究が挙げられる(Brown 1992; cf. Brown 1998=2002; 神島 2009; 押村 2010)。

- 2) 大きく分けて以下の二通りの議論があるように思われる。第一に、コスモポリタンとコミュニタリアンがともに必要性を認める、グローバルに達成されるべき最低限の生活目標があるという議論である(cf. 宇佐美 2008; 神島 2009)。第二に、グローバルな市場など、グローバルに共通の制度が存在することを理由に、一国内に留まらない正義が要請されるという議論がある(cf. 伊藤 2010a; 2010b; 上原 2012)。
- 3) 例えば、国際経済学者のポール・コリアーは、総論としては、世界の貧困の原因を富裕国に求めない。しかし、農業への補助金に関しては、最も弁解の余地のない貧困の原因として批判的な立場をとる(Collier 2007=2008)。
- 4) こうした特徴は、例えば、市場を通じたつながりを指摘してリベラルなコスモポリタンの可能性を論じた論文などに見られる(伊藤 2004)。
- 5) ミラー自身は、どちらかを選ぶなら制度だが、個人的な倫理もまた考慮される必要がある、という立場を表明している(Miller 2007: 10=2011: 16)。
- 6) ミラーの方法論的立場に沿うかたちでの「正義の隔たり」批判として、岸見太一のものがある。文脈主義は「現状への批判性がありかつ具体的な指針を提示する」というミラー自身の問題意識に込められたい修正されるべき、というものである(岸見 2014: 252)。
- 7) ただし、世界の貧困に関しては、その問題に取り組むべきという道徳的要求は強いとされるため(Kukathas 2006: 26)、貧困削減の方針や負担の分配について、正義の理解どうしが衝突するものと思われる。というのは、クカサスの懐疑論の第二の論拠であるエリート支配は、正義の理解が多様であるときにのみ問題となるからである。
- 8) アソシエーションは成員によって認められた権威によって統治されるものとされ、単なる人の寄せ集めと区別される(Kukathas 2003: 92)。例えば、カリフォルニアの社会はアソシエーションではないが、カリフォルニア州であれば権威による統治が行われる単位なので、アソシエーションと見なされる(Ibid: 92)。
- 9) この点についてのクカサスの立場は変化しているとされる。松元雅和は、より以前の議論では、アソシエーションも身体的抑圧の禁止などの制約には服すべきとされていたと指摘している(松元 2009: 65; 73)。
- 10) 国際政治学者の小川裕子によれば、世界銀行および国際連合の活動は国際援助の規範に影響を与え、長期的にはその収斂に寄与したとされる(小川 2011)。
- 11) ハイエクの政治思想などを手がかりに自らの理論を打ち立てたクカサスは政治権力の規制を(cf. Kukathas 2003: x)、グローバリゼーションの基底にマルクスのいう「資本の暴力的拡大」が

あるという認識から議論を展開していく伊藤は市場を通じた影響の伝播をそれぞれ重視している (cf. 伊藤 2004; 伊藤 2010a), と整理できるかもしれない。

- 12) ボッグとミラーも同様の経済観を表明していることは、第二章で確認したとおりである (cf. Miller 1997: 208-209; Pogge 2008: 18=2010: 43).
- 13) 正義理解の多様性を強調するクカサスが、いかなる理由で「人道」にもとづく貧困削減を支持しうるのは問題である。ひとつには、彼にとつての人道は「人はいかに生きるべきか」に関わる「より広い意味での正義」であり、「幻想」論文の主題である分配的正義とは別である可能性が考えられる (cf. Kukathas 2006: 3). ただし、ふたつの正義概念を切り離して論ずることが可能あるいは適切な、という問題は存在する (cf. Langlois 2010).
- 14) とはいえ、クカサスの議論は「国境やナショナリズムは、いずれ重要性を失っていくものと考えられていることを示唆する箇所」も含むとされる (嶋津 2011: 20; cf. Kukathas 2003: 39).

参考文献

- 伊藤恭彦 2004 「リベラリズムとグローバリゼーション——リベラルなコスモポリタンは可能か——」『思想』No. 965 岩波書店
- 2007a 「デイヴィッド・ミラーのグローバルな正義への懐疑論——グローバルな正義の課題設定のために——」『静岡大学法政研究』第11巻
- 2007b 「リベラリズムの普遍性をめぐる対抗——グレイとベイツ——」有賀誠、伊藤恭彦、松井暁編『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版
- 2010a 「グローバリゼーション・周縁化・コスモポリタニズム」『政治思想研究』第10号 風行社
- 2010b 『貧困の放置は罪なのか』人文書院
- 井上達夫 2012 『世界正義論』筑摩書房
- 上原賢司 2011 「グローバル・ジャスティス論」小田川大典、五野井郁夫、高橋良輔編『国際政治哲学』ナカニシヤ出版
- 2012 「「国際的な」分配的正義」『年報政治学』63(2) 木鐸社
- 宇佐美誠 2008 「グローバルな正義・再論」ヨンバルド、ホセ、三島淑臣、竹下賢、長谷川晃編『法の理論 27』成文堂
- 小川裕子 2011 『国際開発協力の政治過程』東信堂
- 押村高 2010 『国際政治思想』勁草書房
- 神島裕子 2007 「国境を越える「正義の義務」はあるのか」『思想』第993号 岩波書店
- 2009 「コスモポリタニズムとの論争」施光恒編『ナショナリズムの政治学』ナカニシヤ出版
- 岸見太一 2014 「政治理論は個別的事実をどのように踏まえるべきか」『政治思想研究』第14号 風行社
- 古賀勝次郎 2004 「チャンドラン・クカサス『自由主義群島——多様性の政治哲学』」『早稲田社会科学総合研究』4(3)
- 嶋津格 2011 「自由主義は反自由主義を包摂できるか——アヤーン vs チャンドラン——」ヨンバルド、ホセ編『法の理論 30』成文堂
- 福原正人 2012 「自由な社会の射程をめぐる試論」嶋津格編『千葉大学大学院人文社会科学科学研究科研究プロジェクト報告書第243集「個体と権利」』
- 松元雅和 2009 「現代自由主義社会における寛容」『法学研究』82巻8号
- Brown, Chris, 1992, *International Relations Theory*, Columbia University Press.
- , 1998, "International Social Justice", David Boucher, and Paul Kelly, *Social Justice: From Hume to Walzer*, Routledge (押村高訳「国際的社会正義論」飯島昇蔵、佐藤正志訳者代表『社会正義論の系譜』ナカニシヤ出版).
- Collier, Paul, 2007, *The Bottom Billion*, Oxford University Press (中谷和男訳『最底辺の10億人』日経BP社).
- De Bres, Helena, 2012, "The Many, Not the Few: Pluralism About Global Distributive Justice", *The Journal Of Political Philosophy*, Vol. 20 No. 3.
- Kukathas, Chandran, 2002, "Social Justice and the Nation-State", Daniel A. Bell, and Avner de-Shalit, *Forms of Justice: Critical Perspective on David Miller's Political Philosophy*, Rowman & Littlefield.
- , 2003, *The Liberal Archipelago: A Theory of Diversity and Freedom*, Oxford University Press.
- , 2005, "The Case For Open Immigration", Andrew I. Cohen, and Christopher Heath Wellman, *Contemporary Debate in Applied Ethics*, Wiley-Blackwell.
- , 2006, "The Mirage of Global Justice", *Social Philosophy & Policy Foundation*, Vol. 23 Issue 01.
- Langlois, Anthony J., 2010, "Is Global Justice a Mirage?", *European Journal of International Relations*, Vol. 70, No. 1.
- Miller, David, 1997, "Justice and Global Inequality", Andrew Hurrell, and Ngaire Woods, *Inequality, Globalization, and World Politics*, Oxford University Press.
- , 1999, *Principles of Social Justice*, Harvard University Press.
- , 2002, "Two Ways to Think About Justice", *Politics Philosophy and Economics*, Vol. 1 No. 1.
- , 2007, *National Responsibilities and Global Justice*, Oxford University Press, (富沢克、伊藤恭彦、長谷川一年、施光恒、竹島博之訳『国際正義とは何か』風行社).
- , 2008, "Political Philosophy for Earthlings", Leopold David, and Marc Steres, *Political Theory: Methods and Approaches*, Oxford University Press (遠藤知子訳「地球人のための政治哲学」山岡龍

一, 松元雅和監訳『政治理論入門 方法とアプローチ』慶應義塾大学出版会).

Pogge, Thomas, 2005, "Real World Justice", *The Journal of Ethics in Global Justice*, Stringer (児玉聡訳「現実的な世界の正義」『思想』第993号 岩波書店).

———, 2008, *World Poverty and Human Right: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms, Second Edition*, Polity Press (立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』生活書院).

Reducing World Poverty Based on "Psychological Facts" —— From Political Theory by Chandran Kukathas ——

Hisashi OKUDA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This paper discusses Chandran Kukathas' view of how tolerationist liberalism deals with world poverty. It first argues that liberal cosmopolitanism conflicts with liberal nationalism because the latter uses "psychological facts" to define what justice requires. Kukathas agrees that psychological facts have the effect of defining justice, but he doubts that they are shared across nation states. He argues that smaller associations are more likely to share "psychological facts" and an understanding of justice. He supports collective action that is open to future changes and unilateral actions to reduce world poverty. In addition, he endorses policies involving open national borders as a potential means for achieving what he views as a "good society" and reducing poverty at the global level.